おきなわSDGs認証制度とは

■ 制度の概要は以下の通りです。(詳細は募集要項をご参照ください。)

<制度概要>

制度の目的 SDGsの理念を尊重し、アクションプランを踏まえた取組等、経済・社会・環境の3つの分野を意識した経営を実践する企業・団体等を 県が認証することでその取組を支援し、当該企業・団体等の持続的な成長及び地域の持続可能な発展を図ること 沖縄県 (認証の可否については外部の評価・検討委員会において審査)

①沖縄県内に本社、本店、支店、営業所等の事業所等を有し、県内において事業活動を行う企業、団体、教育機関、研究機関、特

認証の対象 定非営利法人等 ②おきなわSDGsプラットフォーム会員

申請受付時期 年1回(令和5年度、6年度の場合)

<おきなわSDGs認証制度の認証取得を通じて得られるメリット>

SDGsの視点から取組状況を把握

おきなわSDGs認証制度への申請書類の作成や、年1回実施いただく活動 状況報告を通じて、自社・団体の取組をSDGsの視点から整理・確認できま す。

沖縄県による積極的なPR

沖縄県のホームページ及びプラットフォームホームページへ、認証を受けた企業・団体(以下、プラチナパートナー)の情報を掲載します。また、他のプラチナパートナーをはじめ様々な企業との交流を通じて、新たなビジネスチャンスにつながる可能性がひろがります。

ブランドイメージ・信用の向上

客観的な審査を経て、SDGsに積極的に取り組む姿勢と 実績が評価されたことで、イメージアップと信用向上や、中 長期的には採用力や企業ブランドの向上が期待されます。 また、プラチナパートナーのみが使用できるロゴマークを、自 社・団体のホームページ等に掲載のうえ、取組を広報することが可能です。加えて認証式において、プラチナパートナーであることを示す「認証書」が交付されます。





沖縄振興開発金融公庫貸付制度の対象化

プラチナパートナーの取組が、沖縄振興開発金融公庫の貸付制度である、「地域活性化・雇用促進資金」の融資対象になります。

※プラチナパートナーの事業全体が対象になるわけではなく、第3号様式に記載された取組が対象です。また、制度の貸付対象にはなりますが、融資可否については事業計画等を勘案して総合的に判断されます。

おきなわSDGs認証制度に挑戦するには

■ 本認証制度は、申請内容の審査を通じて認証可否が判定されます。

おきなわSDGs認証制度の流れ

令和6年度スケジュール

応募開始:6/7

[Step 1]

応募開始

1次提出締切: 7/26 形式ヒアリング: 7/29~8/16 本提出締切 : 8/30 本ヒアリング : 9/10~10/4 審査結果通知:1月下旬頃

認証式:2月中旬頃

スケジュール

【Step 2 】 申請書1次提出 形式ヒアリング ※2段階の締切を設けていますが、申請を行う場合は1次 提出締切までに申請書一式 を提出する必要があります。 【Step 3 】 申請書本提出 本ヒアリング 審査

【Step 4 】 認証 (結果判定)

申請団体アクション

- 県HPやプラットフォームHPで、 応募資料を入手・確認してく ださい。
- 認証制度がどのようなものか 興味関心がある場合は、説 明会にご参加ください。
- 疑問を解消したい場合には、 「募集要項」を確認するもしく は、説明会の質疑応答にて ご質問ください。
- 説明会後に疑問が生じた場合は、募集要項に記載の問合せ先にご連絡ください。

- 申請書は、担当者だけではなく、 関係部署、管理職、経営幹部、 外部のステークホルダーなど様々 な関係者と認識を合わせて作成 することが重要です。
- 作成後には、様式のチェックリスト による判定結果で、エラーが生じ ていないかを確認してからご提出 ください。
- 申請書の提出後、事務局より、 形式面での不備を確認するため の形式ヒアリングが実施します。

- 形式ヒアリングを踏まえて必要に応じて申請書を修正し、再度提出いただきます。(=本提出)なお、本提出以降は、申請書の再提出はできません。
- 取組の内容を詳細に確認する ために、本ヒアリングが実施され ます。審査に必要と判断される 場合は、事務局から追加で情 報を確認する場合があります。
- ヒアリング結果と併せて、県内 有識者で構成される検討委 員会により審査が行われます。

- ・検討委員会による審査 (結果判定)後、結果が 申請団体に通知されます。
- 認証を取得した団体(プラチナパートナー)はその後に会員証の交付式等に進みます。
- 認証に届かなかった団体の うち、希望する団体は、審 査結果のフィードバックを受 けることができます。

主な 使用資料



説明会及びよくある質問と回答 (Q&A) について

• 募集要綱p.6~7,p.20~参照。



申請書の提出方法について

• 募集要綱p.8~13参照。



結果 通知書 フィードバッ ク結果

認証制度の審査・評価の概要

- 認証審査は、事務局及び外部の有識者からなる評価・検討委員会で行われます。
- 本認証制度では、過去から現在までの取組(実績評価項目:第2号様式)と、認証期間2年間において注力する取組(基礎評価項目:第3号様式)の、両方で基準を満たす団体が認証されます。

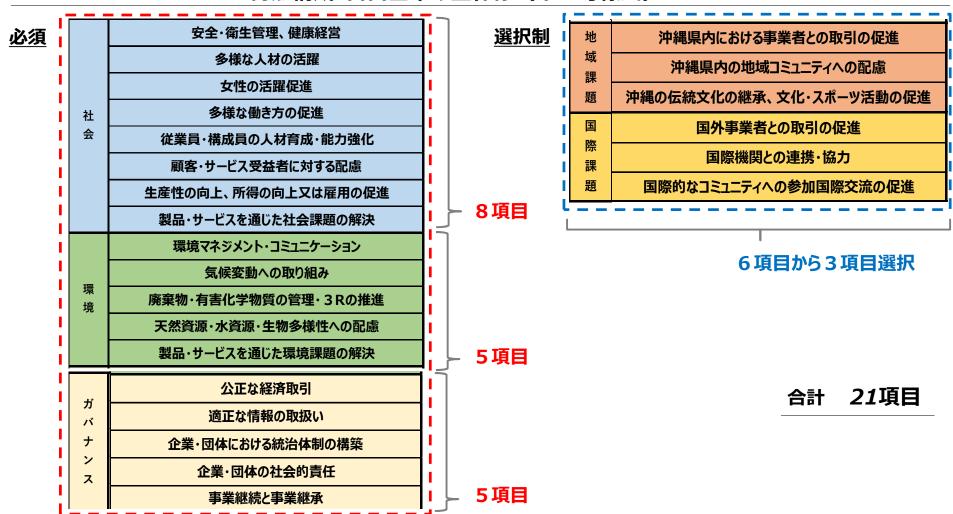
おきなわSDGs認証制度の全体像



実績評価項目(第2号様式)の得点構成と合否基準

- 必須の項目(18項目)+選択制の項目(3項目)の合計21項目にて判定を実施します。
- 計21項目中17項目について、項目の充足が確認された場合に合格となります。

得点構成・合否基準の全体像(第2号様式)



実績評価項目(第2号様式)の審査観点

■ 過去から現在までの取組を評価する第2号様式では、社会・環境・ガバナンス(ESG)の取組を必須で評価します。加えて、地域課題への貢献若しくは国際課題への貢献(いずれか申請団体により任意選択)も評価することで綿密に取組状況を確認します。

審査観点の全体像

審查項目

①取組の実施状況が確認できるか否か

「御社の取り組みについて」の記載内容や、「証書情報」から取組の実施状況が確認できる。

②取組の内容が項目に適切か否か

「評価する内容」に合致した、適切な取組(すでに実施している**組織的・制度的に整備された取組**、法律で定められた取組にとどまらない+gで実施している企業独自の取組等)が確認できる。

(組織的・制度的に整備された取組の例)

認証を取得している、社内制度を設けている、社内規定・ルールを作成している、計画を作成している、会議体や体制を整備している、外部の研修に参加している、実績が具体的(定量的)に記載されている、社外のステークホルダーと連携している

主要評価項目(第3号様式)の得点構成と合否基準

- 上記の総合得点(75点+10点+6点+4点)にて判定を実施します。
- 計95点中60点以上を獲得した場合に合格となります。

得点構成・合否基準の全体像(第3号様式)

申請する取組の体系		(基礎得点)	(加点	措置)	(任意の取組に限る加点措置)
最小3~最大5つの取組を申請		審査項目に 基づき採点	ステークホルダー との連携	地域課題・国際 課題への貢献	ガバナンス強化 の取組
 申	社会に資する取組×1	<i>25</i> 点	<i>1</i> 点	1点	対
! 請 ! 必	環境に資する取組×1	<i>25</i> 点	1 点	<i>1</i> 点	象
須	経済に資する取組×1	<i>25</i> 点	1 点	1点	外
(申請必須) 基礎得点 合計		<i>75</i> 点	(申請必須))	加点措置 合計	<i>6</i> 点
申	いずれの分類も可×1	<i>5</i> 点	0.5 点	0.5 点	ガバナンスの
申 請 任 意 	いずれの分類も可×1	<i>5</i> 点	0.5 点	0.5 点	分類を選択時
(申請	(申請任意)基礎得点 合計 10		(申請任意))	加点措置 合計	<i>4</i> 点

主要評価項目(第3号様式)の審査観点

■ 将来性を評価する第3号様式では、7つの審査項目に加えて、加点措置も設けることで申請 団体の実態を幅広い観点から総合的に評価します。

審査観点の全体像

審査項目

①【県内の課題解決に資する効果】

沖縄県SDGsアクションプランで定める「優先課題の解決」や「SDGs推進の目標達成」に対して十分な効果が期待できる。

③【取組の具体性、実現可能性】

具体的な記述から、実現可能性が期待できる。

⑤【2030年のあるべき姿との整合性】

2030年に向けて申請団体が目指す姿と整合的な取組として評価できる。

⑦【挑戦的な目標設定】

■ 現状の取組の継続に終始しておらず、将来に向け ■ て積極的かつ発展的な目標値が具体的に設定さ ■ れている。

②【新規若しくは先進的な取組】

既存の取組の単純な継続ではない、もしくは先進性を帯びており、沖縄県において代表的な事例になりうることが期待できる。

④【取組を推進する体制】

着実に実行するための推進体制・実行体制を整備している、若しくは整備する計画がある。

⑥【適切なKPIの設定】

進捗管理に十分に適したKPIが設定されており、 活動状況のモニタリングを可視化できることが期待 される。

加点措置

【ステークホルダ―との連携】

沖縄県内外のステークホルダーとの連携により実現されている、若しくはステークホルダーとの連携を促進するために効果的である。

【県外課題・国際課題への貢献】

沖縄県内で収束するものでなく、沖縄県外 (国内) の課題や国際課題の解決に資する。

任意の取組に限る加点措置

【ガバナンス強化の取組】

ガバナンスの向上に資すると評価できる。

主要評価項目(第3号様式)の審査観点補足

- 新たに、第3号様式の審査項目に関するより詳細な審査観点の補足を以下のとおり示します。
- 本観点に基づき確認を行うため、本内容を意識した記載が高い評価を得られると言えます。

審査観点補足

- ①【県内の課題解決に資する効果】
- ②【新規若しくは先進的な取組】
- ③【取組の具体性、実現可能性】
 - ④【取組を推進する体制】
- ⑤【2030年のあるべき姿との整合性】
 - ⑥【適切なKPIの設定】
 - ⑦【挑戦的な目標設定】

【ステークホルダ―との連携】

【県外課題・国際課題への貢献】

【ガバナンス強化の取組】

- アクションプランにおける「優先課題の解決」や「SDGs推進の目標達成」と取組の関連性が明らかであるか。取組の推進により、沖縄県全体に与える影響や効果をどの程度期待できるか。
- 既存の取組を単純に継続するのではなく最新状況を踏まえて改善を図っているか、もしくは、一般的に先進的な手法や制度等を活用しているか。
- 現時点で具体性がどの程度定まっているか、2年後の目標達成に向けて2年間の道筋が見えているか、達成に向けたリソースや実績・知見等は十分か。
- 取組を推進する担当組織・者が決定しているか、取組に関する計画を策定/公表している等、 組織的な意思決定をしていると言える根拠があるか。
- 「2030年のあるべき姿」が、取組内容の羅列ではなく、あるべき姿を念頭に置いて取組がそこに 紐づくことが意識されているか、企業理念やビジョンと結びつけられた積極的なものか。
- 取組が目指す状態を実現するために、なぜそのKPIを改善することが重要なのかが明らかか、 進捗管理に適しているか。例えばイベントやアクションを行う回数のみをKPIとして設定するので はなく、当該イベントやアクションの質を重視し、周囲に働きかけることで達成が可能なKPIか。
- 目指す状態に向けて挑戦的な目標を設定しているか。既存の取組を単純に継続すれば達成できる内容となっていないか。
- 取組の実現に向け、資金提供や、本業における取引だけではない協力関係が築けているか。ステークホルダーの協力や努力なしでは実現できない取組となっているか。
- 県外課題や国際課題の解決にも寄与できる旨が明記されており、その関連性に妥当性があるか。
- 分類として「ガバナンス」を選択しているかつ、第2号様式の「ガバナンス」の取組の具体例も踏まえて、取組内容が「ガバナンス」の強化に寄与すると判断できるか。

第1回認証(令和5年度)を踏まえた申請にあたってのポイント

- 第1回認証の申請書では、以下の特徴が見られました。
- 当該特徴から得られた申請時のポイントを踏まえていただくことで、高く評価されます。

第1回認証における申請書の特徴と今後の申請にあたってのポイント

様式	第1回認証における申請書の特徴	今後の申請にあたってのポイント
全体	・ 記載内容が抽象的、または情報が不足 している。	• 審査にあたっては、取組の内容、状況等を確認し評価を行う必要があり、経緯や実績も含めて具体的な情報を提供してください。
第2号 様式	・ 取組内容を客観的に確認できる資料、 根拠の提示がない。	• 規定等は可能な限り明文化して整備し提出してください。明文化による整備が困難な場合は、根拠資料として、 数値や実際の運用状況がわかる資料を提出 してください。
	・ 自団体での取組状況が不明瞭。	 本社が県外にあり県内の支店、営業所等が中心となり申請を行う場合、同一法人であれば本社主導の取組も評価する方針ですが、自団体(支店、営業所等)にて当該制度等がどのように活用されていて、どれくらいの人が利用しているか等の実績を示せる根拠資料を提出してください。
	法律で定められた取組にとどまっている。	• 法定事項の遵守は、社会的責任のある立場から当然のことであることから、法定事項よりもさらに積極的に取り組んでいる取組について評価します。
第3号 様式	・ 複数の企業等が連携した取組となってい る等により、自団体の役割が不明瞭。	• 複数企業が合同で行っている取組の場合、申請者がこの取組にどの程度寄与しているのか等を確認する必要があり、それらを確認できる資料を提出してください。
	・ 必須3項目のみの記載では、合格点数 に届いていない。	• 任意 2 項目の記載により点数を積み上げることが可能です。また、任意項目にガバナンスの分類を選択した場合にも加点されるため、加点措置の活用を検討ください。
	あるべき姿の記載について、今後2年間で取り組む取組の羅列になっている。	• 取組がきちんと申請者が目指す姿と結びついているか、なぜそのような取組が必要か、企業 理念やビジョンと結びつけをお願いします。

第1回認証(令和5年度)を踏まえた申請にあたってのポイント

■ (続き)

第1回認証における申請書の特徴と今後の申請にあたってのポイント

様式	第1回認証における申請書の特徴	今後の申請にあたってのポイント		
第3号	・ 取組が影響を与える範囲が限定的なた め、十分な効果と評価できない。	• 単独の取組ではなく、関連する複数の取組を組み合わせること(例:働き方改革をテーマ に残業時間削減のための取組、給与向上のための取組など複数の取組を、一つの取組と して組み合わせて記載する等)で高く評価した事例があるため、その取組が影響を与える 範囲を考慮したうえで記載する取組内容をご検討ください。		
	・ 取組とKPIとの関連性や、当該KPIを設 定した理由、KPIの算定根拠が不十分。	 本KPIを管理することがなぜ重要なのか、という視点を踏まえて記載してください。数値の計算式や%で表示する際の分子、分母の数値について可能な限り明示してください。 回数のみではなく参加人数や消費量等、自団体の努力により周囲に働きかけて初めて達成が可能な目標の場合、高く評価します。 		
	ステークホルダーとの連携について、単なる金銭的な取引を行っているのみの関係性を記載している。	• 共に課題解決に向けて議論や検討を行うほか、共同で取組を推進していくパートナーと なっている場合、高く評価します。ステークホルダーとの関係性・連携内容に言及をお願いし ます。		
	アクションプランの読み込みが不十分で、 選択したアクションプランと当該取組との 紐づけが適切でない。	• 選択したアクションプランと取組内容の関係性は、審査項目のうち「①【県内の課題解決に資する効果】」の主要な評価箇所です。取組が沖縄県全体に与える効果は何かを検討したうえで、取組と関連するアクションプランが選択されているかを再確認ください。		
	 任意項目として経済・社会・環境分野を 選択している場合において、必須項目で はなく任意項目に高く評価される取組を 記載している。 	• 必須項目と任意項目は配点が大幅に異なるため、任意項目として必須項目と同じ分類の取組を記載する場合、どちらを必須項目に位置付けるかは十分にご検討ください。 ※必須取組:27点満点、任意取組:6点満点(本資料p.5参照)		
	・ 概要部分と取組詳細に乖離がある。	• 第3号様式は対外的に公表する資料であることから、取組概要を記載する欄と取組詳細を記載する欄の両方を設けています。取組詳細を簡潔に要約する形で、取組概要を作成ください。		